

主 観 点 見 直 し の 概 要

長崎県建設工事入札参加者の格付審査に係る主観点審査項目
の追加について

★主観点審査項目の技術職員数に「監理技術者補佐」を追加する。

建設業法の改正により「監理技術者補佐」が新たに創設（R2年10月適用）され、令和3年4月から経営事項審査の評価対象となったため、本県の主観点審査項目の「技術職員数」においても、現行の1級技術者等の技術者に加えて、「監理技術者補佐」を評価対象に追加する。

(1) 評価項目：技術職員数

(2) 評価対象と加点数

1 級 技 術 者：1 点

【追加】監理技術者補佐：0.85点

基 幹 技 能 者：0.7 点

2 級 技 術 者：0.5 点

そ の 他 技 術 者：0.2 点

※監理技術者補佐の加点数は経営事項審査の評価点数を参考に算定

(3) 適 用 日：令和4年4月1日

〔 参 考 〕

1. 経営事項審査での評価点数

1 級 技 術 者：5点

※ 監理技術者補佐：4点

基 幹 技 能 者：3点

2 級 技 術 者：2点

そ の 他 技 術 者：1点

2. 技術職員数の審査項目改正後の要綱（抜粋）

第(3)号客観的審査事項に規定のある経営事項審査の結果、審査項目中技術力(Z)において工事種類ごとに認定された1級技術者、監理技術者補佐、基幹技能者、2級技術者、その他の技術者についてそれぞれ一人につき順に1点、0.85点、0.7点、0.5点、0.2点を付与することとし、それぞれの該当者の人数を乗じて合算した点数を該当する工事種類について審査点数に加える。ただし、加点の上限は40点とする。